

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○道路の区域変更	告 示	一
○道路の供用開始	公 告	一
○開発行為に関する工事の完了(二件)	公 告	一

告 示

○宮城県告示第八百四十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
その関係図面は、令和三年十二月三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和三年十二月三日

- 道路の種類 県道
- 路線名 気仙沼唐桑線
- 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
気仙沼市赤岩杉ノ沢七五番二地先から 同市神山三番一地先まで		前 一三・三 三二・一	一三・二 三六・四	一三三・六
		後 一三・二 三六・四		一三三・六

○宮城県告示第八百五十号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。
その関係図面は、令和三年十二月三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和三年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市赤岩杉ノ沢七五番二地先から 同市神山三番一地先まで	令和三年 十二月三日

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和三年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
東松島市大曲字筒場百三十一番七、百三十五番一、百三十五番七、百三十五番十三、百三十五番十四、百三十一番七地先の道の一部
東松島市大曲字筒場百三十五番地一
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
三浦 吉郎

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和三年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
柴田郡大河原町金ヶ瀬字川根二十五番一、二十八番一、二十八番二、三十番、三十一番一、三十一番三、三十二番三、三十五番三、三十五番四、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

三十六番一、三十六番二、三十七番、三十九番一、
三十九番二、四十番一、四十番二、四十一番、四
十二番、四十三番、四十四番一、四十四番三、四
十八番一、四十八番二、四十八番六、四十八番七、
四十九番、五十番、五十一番一、五十一番三、五
十二番一、五十二番二

岩手県奥州市水沢工業団地二丁目一番地

東亜リース株式会社